

特別記事

李成日君学位請求論文審査報告

一九九二年八月二四日、中国と韓国は数十年の敵対関係に終止符を打って、「修交共同声明」を発表し、正式に関係を正常化した。それは一九八〇年代以後の国際情勢、朝鮮半島情勢、中韓双方の国内および外交政策の変化などの帰結であったが、とくに中国にとっては冷戦時代の同盟者である北朝鮮との関係の新たな調整を必要とする出来事でもあった。言い換えれば、中韓国交正常化は単純な中韓二国間関係の正常化ではなく、それぞれの同盟者であり、敵対者である北朝鮮との関係の大きな変化を意味したのである。また、中国の新しい政策の背景に、一九八二年九月の中国共産党第一二回全国代表大会で採択された「独立自主」という外交路線が存在したことも見逃せない。

李成日君が提出した学位請求論文は、「独立自主」外交政策を採択してから韓国との国交を正常化するまでの約一

〇年間に、鄧小平の指導する中国が全体としての朝鮮半島政策の枠組みのなかで、いかにして北朝鮮政策を調整しながら、韓国との国交正常化を実現したのかを詳細かつ体系的に分析している。したがって、それは中韓国交正常化に関する研究でありながら、それと同時に中国の北朝鮮政策の研究でもあり、全体としての朝鮮半島政策の研究でもあるという著しい特徴をもっている。

論文の構成は以下の通りである。

序章

第1章 背景―中国と朝鮮半島の伝統的關係

第2章 中国の独立自主外交路線と対韓關係の萌芽

(1) 独立自主外交路線の樹立

(2) 中韓接觸の始まり―中国民航機ハイジャック事件の交渉

(3) 対韓關係の新しい展開

(4) 対韓關係の微妙な調整

第3章 中国の改革・開放と中韓經濟關係の形成―交流から協力へ

(1) 改革・開放の進展と中韓經濟交流の展開

(2) 韓国の北方政策の展開と対中關係改善

(3) 中韓經濟協力關係の形成

(4) 中朝関係調整の深化

第4章 朝鮮半島の現状承認と中韓相互協力の展開

(1) 中ソ関係の正常化と朝鮮半島の緊張緩和

(2) 南北朝鮮の国連同時加盟への中国の支持

(3) 中韓国交正常化の環境醸成

(4) 中朝同盟関係の変容

第5章 朝鮮半島政策の調整完成と中韓国交正常化

(1) 国交樹立の背景

(2) 国交樹立の交渉過程

(3) 北朝鮮への「説明外交」

(4) 国交正常化の歴史的意味

終章

各章の内容は以下の通りである。

第1章では、抗日戦争・国共内戦期、建国後の向ソ一辺倒の「連ソ反米外交」期、中ソ分裂・対立による「反ソ反米外交」期、米中接近による「連米反ソ外交」期など、冷戦期における中国外交を中心にして、本論文の背景になる中国と朝鮮半島との歴史的な関係が考察され、毛沢東期中国の朝鮮半島政策の特徴が摘出されている。それを要約すれば、中国の朝鮮半島政策は第一に、安全保障面において、北朝鮮を戦略的な緩衝地帯として認識して、それとの同盟

関係を構築したし、第二に、政治・イデオロギー面において、北朝鮮を中国の同盟者ないし支持者として扱って、一貫して支援したし、第三に、統一政策の面でも、中国の「二つの中国」および北朝鮮の「一つの朝鮮」の原則に基づいて、中国と北朝鮮はそれぞれ韓国、北朝鮮と外交関係を持たなかったし、さらに第四に、中朝友好政策を採用して、韓国に対する不承認、非接触、敵対政策を維持するという特徴を持っていた。いうまでもなく、中韓国交正常化はそのような歴史的関係の変容を意味していたのである。

第2章では、一九七八年二月以後、鄧小平の中国が「四つの現代化」という新しい国家発展戦略を追求し、一九八二年九月以後、「独立自主外交」路線の下で「イデオロギー優先」「社会主義陣営重視」の「政治中心外交」から、経済発展優先と対外経済協力を重視し、平和で安定した国際環境の確保に努力する「経済中心外交」に移行したことが強調され、それが朝鮮半島にも適用される過程が分析されている。とりわけ、このような外交政策転換期に発生した中国民航機のハイジャック事件が取り上げられ、中国と韓国の最初の外交接触とそれに伴う中韓、中朝関係の変化および中国による北朝鮮への「説明外交」が論じられている。著者の分析によれば、この事件を解決するための

直接交渉によって、中韓両国は緊急事態の発生に対処するための非公式チャンネルを開通させ、その後の相互協力を約束したのである。また、これを契機にして、中国は国際会議や国際スポーツ競技大会において韓国との交流を許容する方針を決定した。しかし、そのことが中朝関係の「微妙な調整」を必要としたことはいうまでもない。民航機事件の解決に伴って、中国は呉学謙外相を北朝鮮に派遣し、①対韓政策の変化について、北朝鮮側に逐一通報し、説明する、②韓国との接触・交流を経済分野にとどめ、政治関係に発展させない（政経分離）との「二つの原則」を確認したのである。また、中国は「朝鮮半島の平和と安定」や南北対話を積極的に支持し、金日成主席や金正日書記を中国の経済特区に招待するなど、北朝鮮の経済開放を誘導する努力を開始した。

第3章では、中国の改革・開放および韓国の北方外交の進展によって、中韓の経済交流が急速に拡大し、両国間に経済協力関係が形成される過程が分析されている。この時期、民主化した韓国はソウル・オリンピック（一九八八年九月）を舞台に「北方外交」を展開し、ベルリンの壁の崩壊（一九八九年十一月）と前後して東欧諸国やソ連と相次いで国交を樹立したし、中国もソウル・オリンピックに大

規模な選手団を派遣して関心を集めた。しかし、中韓関係に關して、著者が最も注目したのは、一九八九年三月に交渉を開始し、一九九〇年一〇月に合意された貿易代表部の相互設置である。著者の分析によれば、交渉が難航したのは、主として中国が「政経分離」の原則に固執し、韓国が「政府代表部」を主張したからであつたが、一部は中国が北朝鮮に配慮して、交渉妥結のタイミングを選んだからでもある。事実、この間に、一九八九年十一月の金日成訪中と鄧小平との会談、一九九〇年三月の江沢民訪朝、九月の瀋陽での江沢民・金日成秘密会談など、中朝両国は高いレベルでの会談を繰り返して、世界情勢と朝鮮半島情勢を討議したし、中国首脳は「南朝鮮と政治関係を持たない」ことを約束した。しかし、それにもかかわらず、貿易代表部は純粋な民間機関ではなかった。中国国際商会と大韓貿易振興公社の合意によって設置されたが、それはビザ発給などの領事機能を有し、本国との郵袋の相互不可侵、暗号使用など、事実上の外交特権を付与されていたからである。経済建設に全力を上げる中国は、経済発展を遂げた韓国との経済協力を必要とし、中韓関係を「交流」から「協力」の段階に格上げしたのである。

第4章では、冷戦終結に伴って東アジアの国際政治構造

が変化するなかで、一九九一年五月、北朝鮮が中国に説得されて、韓国との国連同時加盟を受け入れる声明を発表し、それが九月に実現する過程が詳細に分析されている。五月初旬に平壤を訪問した李鵬首相は延亨默首相に「韓国が再び国連加盟を提起すれば、中国は反対の態度をとることは難しいし、もし韓国の単独加盟が先に実現すれば、北朝鮮の加盟が難しくなる」と説得したとされる。中国にとって、南北朝鮮の国連同時加盟は朝鮮半島の緊張緩和、中韓関係改善などを背景にする「朝鮮半島の現状承認」の一部であり、中韓国交正常化の環境整備を意味したものと推定される。言い換えれば、南北朝鮮の国連同時加盟は中国が必要とした「朝鮮半島の平和と安定」や「韓国との積極的な経済協力」を促進するだけでなく、「二つの朝鮮」の国際的な承認を意味したのである。著者の分析によれば、中国にとって、それは「一つの中国」論と「二つの朝鮮」論を論理的に差別化するための格好の材料を提供するものでもあった。事実、南北朝鮮の国連同時加盟の直後に、中国の銭其琛外相と韓国の李相玉外相が安保理事会会議室で会談し、その後、中韓国交正常化に関する協議が一月のAPEC閣僚会議(ソウル)、翌年四月ESCAP総会(北京)に引き継がれた。また、その過程で、中国は韓国にも

「一つの中国」論を受け入れさせ、それを韓国に台湾との国交断絶を迫るための布石とした。著者はまた、南北朝鮮の国連同時加盟とともに進化した中朝同盟の変容についても分析し、それが「同盟関係から善隣友好へ」、「イデオロギー重視から平和と安定の維持へ」移行していったことを例証している。

第5章では、中韓国交正常化交渉の過程および北朝鮮への「説明外交」が詳細に分析されている。一九九二年四月の第三回外相会談での合意に基づいて、五月から七月にかけて、中韓両国は三回の予備会談と一回の本会談を秘密裏に開催した。これらの会談で、中国側は「朝鮮半島の平和と安定」および韓国との経済協力に強い関心を示し、「もし朝鮮半島に紛争が起きれば、(中国は)改革を推進することができない。中国は韓国と協力してこそ、朝鮮半島の安定を維持することができる」「韓国の経済発展モデルを学びたい」との立場を表明するとともに、韓国に「台湾は中国の一部分である」ことを明確に認めるように要求した。韓国は「そのような中国の立場を尊重する」ことにした。しかし、これと関連して、韓国が「中国も北朝鮮と断交してほしい」と主張すると、中国は「南北朝鮮はすでに国連に加入しているではないか」と反論した。また、中国は中

韓国交正常化と米朝、日朝国交正常化を同時に進展させる「クロス承認」を提起し、韓国は朝鮮戦争への参戦について中国側に「適切な説明」を要求した。さらに、双方は両国関係の基礎として国連憲章の諸原則と「平和共存五原則」を併記することで合意した。このような討議の後、八月二三日に李相玉外相が中国を訪問して国交正常化に最終的に合意し、翌日、共同声明および盧泰愚大統領の中国公式訪問が発表された。

ところで、錢其琛外相の回想によれば、一九九二年四月、中韓両国外相が国交正常化交渉の開始について合意したのと同じ日に、中国の楊尚根国家主席は金日成主席の生誕八〇周年を祝うために北朝鮮を訪問し、金日成主席に韓国との国交正常化を考慮していることを伝えた。それに対して、金日成は国交正常化を一年間延期して、中韓国交と米朝国交を並行して進展させるように要請したとされる。また、中韓交渉が進展した七月一五日、中国は錢其琛外相を北朝鮮に派遣し、「韓国との修交の時期がすでに熟している」ことを通報した。錢其琛は中韓修交が鄧小平の決定によるものであることを伝えた。北朝鮮側の対応は冷淡であり、招待宴は催されなかった。しかし、それにもかかわらず、中国の最高指導者である鄧小平は、九月に中国を公式訪問

した盧泰愚大統領と会談しないことによって、北朝鮮に対する配慮を示そうとした。また、中国には中韓国交正常化が米朝、日朝国交正常化を促進するとの「クロス承認」への期待が継続した。著者の分析によれば、中朝同盟関係の大幅な後退にもかかわらず、中国の外交姿勢には北朝鮮への配慮が存在し続けたのである。事実、江沢民国家主席が韓国を訪問したのは、一九九四年三月の金泳三大統領の中国訪問後、一九九五年一月になってからのことである。

本論文に対する評価は以下の通りである。

第一に、明確な問題意識に基づいて、一貫した論理を展開することによって、本論文は中韓国交正常化の全体像を鮮やかに描き上げている。とりわけ、一九八二年に「独立自主外交」路線が採択されてから、国内の経済建設という最優先の国家目標を達成するために、平和で安定した国際環境を醸成し、周辺諸国との友好関係を構築することが中国外交の主要目標となり、そのような外交路線が朝鮮半島にも適用されたこと、さらに国内経済改革や対外経済開放を推進する上で、西側諸国からの資本と技術の導入が重視されるようになり、発展する韓国との経済協力の重要性に対する認識が中国政府内で急速に深まったこと、さらに中

国の対韓接近や中韓国交正常化が従来の朝鮮半島政策の大きな変更を意味し、北朝鮮との歴史的関係の修正や調整が避けられなくなったことなどが、順を追って詳細に説明されている。著者によれば、中韓国交正常化は中国の改革开放のなかで準備され、冷戦終結後の国際環境の下で段階的に追求され、一〇年がかりで慎重に達成されたのである。それらの各段階についての著者の分析は精緻であり、巨視と微視を巧みに組み合わせ、全体的にバランスの取れたものになっている。

第二に、本論文を執筆する過程で、著者は主として中国、韓国、日本で第一次資料を渉猟し、それぞれの資料を付き合わせるという膨大な作業をいとわなかった。とりわけ、最近になって中韓双方から刊行された関係者の回想録、例えば韓国の李相玉外相(二〇〇二年)、盧泰愚大統領側近の朴哲彦(二〇〇五年)、中国の銭其琛外相(二〇〇三年)の回想録が十分に活用されていることは、本論文の内容に説得力と「厚み」を与えている。また、著者はこの分野の先行研究にも十分に注意を払って、既存の研究を綿密に再検討している。それらの努力の結果、この論文は深みのあるものに仕上がっており、今後、日中韓のいずれの研究者からも注目されるだろう。すでに指摘したように、本論文

は中韓国交正常化に関する研究でありながら、中国の北朝鮮政策の研究でもあり、全体としての朝鮮半島政策の研究でもあるという著しい特徴をもっている。中韓国交正常化に関する従来の研究が、ともすれば中国ないし韓国の一方の視点に偏っていたことを思えば、これは特筆されるべきことであり、日本で研究することの利点が十分に生かされた結果であるといえるだろう。

しかし、それにもかかわらず、本論文にも問題点がないわけではない。例えば、中国や韓国外交の成功に関する肯定的な視点に比べて、それに対する批判的な視点が十分に検討されていないように思われる。対韓政策が修正されるごとに、中国が展開した北朝鮮に対する「説得外交」も、その内容に関する具体的な記述に比べて、その結果や効果に関する分析が不足している。中国の説得が十分に効果を上げたのであれば、そのことがもたらす影響がさらに検討されなければならないはずである。また、「二つの中国」論に関する明快な指摘にもかかわらず、その後の韓国・台湾関係に関する分析も十分とはいえない。さらに、より大きな課題として、今後、中韓国交正常化がもたらしたプラスの要素だけでなく、マイナスの要素を検討してみる必要があることを指摘しなければならぬ。例えばソ連・東

欧諸国に続く中国の韓国承認が北朝鮮の国際的孤立を加速し、その核兵器開発を促進したと仮定すれば、中韓国交正常化のマイナスの要素も見えてくるはずである。中国はなぜ中韓国交正常化を米朝国交正常化と並行して実現させるとの北朝鮮の要求に対して冷淡であったのか。北朝鮮の核兵器開発中止と米朝、日朝国交正常化をリンケージするような外交は本当に不可能であったのか。北朝鮮の核問題が深刻化してから、中国が米朝両国の仲介役として六者会談を主催していることを考えれば、著者はこれらの疑問にも答えなければならないだろう。

ただし、以上のような指摘は著者の研究の将来に対する期待から生ずるものであり、本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。審査員一同はこの論文が中韓国交正常化に関する第一級の研究であることを認めて、李成日君に博士学位（法学）（慶應義塾大学）を授与することが適当であると判断する。

平成二〇年二月二六日

主査 慶應義塾大学法学部教授 小此木政夫
法学研究科委員法学博士

副査	慶應義塾大学法学部教授	国分 良成
副査	法学研究科委員法学博士	
教授	静岡県立大学国際関係学部	
博士	法学博士	平岩 俊司